

請求書・申出書の記入方法

～このページをプリントアウトしてご利用ください。～

必要な戸籍の本籍地と筆頭者の氏名を記入してください。筆頭者とは戸籍の最初に記載されている方のことです。筆頭者は基本的に死亡後も変わることはありません。

必要な証明書の種別を にチェックし、通数を記入してください。

- ★ 【除籍】 戸籍に記載されている人が婚姻・死亡等により全て除かれたもの。
- ★ 【改製原戸籍】 本市では平成10年7月、電算化に伴い戸籍を一新（改製）しました。（平成に市町村合併した旧町の改製原戸籍については、改製された時期が異なりますのでご注意ください。）。改製以前の戸籍の記録が必要な場合にご請求ください。
- ★ 【戸籍の附票】 住所の履歴が記載された書類。請求される際は、いつ頃のどの住所の履歴が必要か③の「何に使われますか」の欄にご記入ください。「在外選挙人名簿の登録情報」の記載は原則省略されます。名簿に登録があり、記載が必要な場合は、請求書にその旨を記入してください。
- ★ 【身元証明】 禁治産又は準禁治産の宣告・後見の登記・破産の通知を受けていないことを証明する書類。身分証明と呼ぶ場合もあります。

- 本人、配偶者及び直系親族以外の方が請求する場合は、使用目的等を詳しく記入してください。本人が記載されていない証明書を請求する場合は請求理由や続柄などを確認するため、関係書類を求める場合があります。特に必要な記載（例：〇〇様死亡の記載があるものなど）がある場合は、その旨記入願います。
- 戸籍等については、請求戸籍に記載されている構成員、その配偶者及び直系尊属・卑属の方以外が請求する場合は、委任状が必要です。
- 身元証明については、本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。
- 窓口に来た方の住所・氏名・生年月日を記入し、筆頭者との関係を選んでください。
- 戸籍の附票については、窓口に来た方の自署又は記名押印が必要です。
- 頼まれて窓口に来た方は、頼んだ方の住所・氏名を記入してください。
- 第三者が請求する場合は、添付資料として戸籍に記載された方との関係がわかる書類（契約書等）が必要になります。法人が請求する場合は、上記の資料に加えて代表者の資格証明書（作成後3カ月以内のもの）が必要になります。

窓口に来た方に対し、本人確認を行っておりますので、本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど）を持参してください。法人請求の場合は、上記に加えて社員証または代表者からの委任状で権限確認を行います。記入の仕方など、不明な点はお尋ねください。

長崎市コールセンター 「あじさいコール」 朝8時～夜8時（年中無休）
電話：095-822-8888

キ

リ

ト

リ

きいろ

戸籍等 交付請求書・申出書

受付番号 -

（あて先）長崎市長 令和 年 月 日

本籍	長崎市	町	番地
フリガナ		丁目	番
筆頭者の氏名			

必要な証明書にチェック☑をしてください。

<input type="checkbox"/> 戸籍	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍	全部事項証明（謄本） 通	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票
<input type="checkbox"/> 除籍	<input type="checkbox"/> 一部証明	個人事項証明（抄本） 通	全員の写し 通
<input type="checkbox"/> その他		必要な方の名前	個人の写し 通
<input type="checkbox"/> 身元証明	必要な方の名前 ()	生年月日 大・昭・平・令 (. .)	必要な方の名前 ()
通			本籍・筆頭者 <input type="checkbox"/>
			※ 原則として省略となります。記載が必要な場合はチェック☑をしてください。

何に使われますか

パスポート 免許・資格取得 戸籍届 年金申請 相続手続
 その他（提出先・必要な記載内容等）

窓口に来た方

住所：
生年月日
大・昭・平・令
(. .)

氏名：
(. .)

筆頭者との関係 ⇒ 本人・配偶者・子・孫・ひ孫・父母・祖父母・その他 ()

頼んだ方

住所：
氏名：
※頼まれてきた場合のみ記入してください。
※委任状が必要です。 ※法人の場合は、所在地、法人名、代表者名の記入と代表者（会社）印を押印してください。

筆頭者との関係 ⇒ 本人・配偶者・子・孫・ひ孫・父母・祖父母・その他 ()

連発・ハ・ホ・ト・マイナンバーカード・住基カ・障害手・在留カ・生保証・保険証（国保・後高・全健・介護・）・原爆手・聴取・他（)	受付	作成	審査	手数料
発行番号等				通 円

※長崎市では本人通知制度を実施しています。不正な手段により交付を受けたものは刑罰を科されます。